

岐阜県公報

第 百 五 十 七 号

令和二年十一月二十七日

(金曜日)

目 次

告 示

知事指定薬物の指定の失効
道路の供用開始

(業務水道課) 五六七
(道路維持課) 五六八

公 示

市街地再開発組合の事業計画の変更認可

(都市整備課) 五六八

告 示

岐阜県告示第四百七十三号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 メチル^ニ・三 ジメチル^ニ (一) (ペン^ト 四 エ^ン 一 イ^ル) 一 H
インダゾール^三 カルボキサミド^一 プタノアイト及びその塩類 (通称 MDMB
四 en PINACA)
- 2 一 (一) メチル^四 (一) (E) 三 フェニルプロパ^ニ エ^ン 一 イ^ル
ピペラジン^一 イ^ル プタ^ン 一 オン及びその塩類 (通称^ニ methyl
AP 二^三七)
- 3 N・N ジエチル^ニ (一) (二) (四) イソプロポキシフェニル^ニ メチル^一 五
ニトロ^一 H ベンゾ^ニ d イミダゾール^一 イ^ル エタ^ン 一 アミン及び
その塩類 (通称 Isotonitazene)

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

令和二年十一月二十九日

岐阜県告示第四百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日）
県道	乙北野線		関市武芸川町谷口字赤谷一八九番三地从先から同市同町同字斎藤一八一六番一地从先まで	四・五〇	令和 二・二・二七	平成 三・三・八・九

岐阜県告示第四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年十一月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は年月日）

一般国道	二百五十六号	加茂郡東白川村神土字細尾二一・二六番二二地先地内	二・六・五	令和 二・二・二七	平成 三・三・九・三
------	--------	--------------------------	-------	--------------	---------------

公 示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

令和二年十一月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称
高島屋南市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十六年十月十日から
令和六年三月三十一日まで
- 三 施行地区
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地
岐阜市神田町六丁目七番地二
- 五 設立認可の年月日
平成二十六年十月十日
- 六 変更認可の年月日
令和二年十一月十一日

令和二年十一月二十七日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社